

○熱海市起雲閣の設置及び管理に関する条例

平成23年9月29日

条例第20号

題名改称 令和4年3月17日条例第6号

改正 平成24年12月20日条例第22号

平成26年3月14日条例第5号

平成27年3月13日条例第13号

平成27年8月5日条例第30号

令和2年3月18日条例第5号

令和4年3月17日条例第6号

(題名改称)

熱海市文化観光サロン条例（平成12年熱海市条例第42号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、熱海市起雲閣（以下「起雲閣」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(設置)

第2条 熱海市指定有形文化財として保存及び継承しつつ、市民文化の振興及び発展に寄与すること並びに魅力ある観光地づくりの推進を目的に、その拠点となる施設として、起雲閣を熱海市昭和町に設置する。

(平26条例5・平27条例30・一部改正)

(施設)

第3条 起雲閣に次に掲げる施設を置く。

- (1) 指定有形文化財施設（麒麟、大鳳、玉姫、玉溪、金剛、ローマ風浴室、孔雀及び表門をいう。以下同じ。）
- (2) 見学施設（麒麟、大鳳、玉姫、玉溪、初霜、春風、有明、天女、松風、雲井、金剛、ローマ風浴室、企画展示室、染殿の湯、孔雀、やすらぎ、蔵及び庭園をいう。以下同じ。）
- (3) 貸出施設（音楽サロン、ギャラリー、鶯、千鳥、雲雀、萩、藤及び鳶をいう。以下同じ。）

(平26条例5・平27条例13・一部改正)

(事業)

第4条 起雲閣は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起雲閣を市民の利用に供すること。
- (2) 起雲閣の保存に関すること。
- (3) 指定有形文化財施設の調査研究に関すること。
- (4) 第2条に規定する目的を達成するための事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(平26条例5・一部改正)

(開館時間)

第5条 起雲閣の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 見学施設 午前9時から午後5時まで
- (2) 貸出施設 午前9時から午後9時まで

(平24条例22・一部改正)

(休館日)

第6条 起雲閣の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）
- (2) 12月26日から同月30日までの日

(平24条例22・一部改正)

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、起雲閣の管理上必要な指示に従わない者

(平24条例22・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に起雲閣の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の起雲閣の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの。

ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更

イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

ウ 第7条の規定による入館の拒否又は退館の命令（同条第1号に掲げる事由によるものを除く。）

(2) 第4条第4号及び第5号に掲げる事業に関する業務

(3) 起雲閣の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、起雲閣の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平24条例22・平26条例5・平27条例13・一部改正、令4条例6・旧第18条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の手続等)

第9条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号。以下「指定手続条例」という。）の定めるところによる。

(令4条例6・旧第19条繰上)

(入館料等の納付)

第10条 見学施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、指定管理者に対し、別表第1に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 貸出施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、別表第2又は別表第3に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の

利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の入館料又は前項の利用料金の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料又は利用料金の額を公表しなければならない。

5 入館料及び利用料金（以下「入館料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

（令4条例6・追加）

（入館料等の減免）

第11条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料等を減免することができる。

（令4条例6・追加）

（入館料等の不還付）

第12条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（令4条例6・追加）

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、その利用等を終了したときは、当該施設、設備等を速やかに原状に復さなければならない。

（令4条例6・追加）

（損害賠償）

第14条 入館者又は利用者は、起雲閣の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（令4条例6・追加）

（委任）

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

（平24条例22・一部改正、平27条例13・旧第20条繰下、令4条例6・旧第21条繰上）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、指定手続条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の熱海市文化観光サロン条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った許可その他の行為（新条例第18条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に効力を有する附則第3項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例の規定により市長が行った処分その他の行為については、附則第3項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により熱海市教育委員会が行った処分その他の行為とみなす。

(1) 略

(2) 熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例

附 則（平成26年条例第5号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用の承認等に係る使用料について適用し、同日前の利用の承認等に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第13号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第6号）抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

（平27条例13・全改、令2条例5・令4条例6・一部改正）

見学施設入館料

区分		一般	市民、団体等
入館料 (1人1回につき)	大人	610円	460円
	中学生・高校生	360円	240円

備考

1 「市民、団体等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 20名以上の集まりで入館する者

(4) 誘客施策の一環として市長が別に定めた証明書類を提示した者

2 「大人」とは、中学生・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいい、「中学生・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第2（第10条関係）

(平 2 6 条例 5 ・ 全改、 令 2 条例 5 ・ 令 4 条例 6 ・ 一部改正)

(1) 貸出施設利用料金

名称	対象者	区分	1 時間当たり		
			2 日目まで	4 日目まで	5 日目以後
音楽サロン	市民	営利を目的としない場合	1, 0 5 0 円	7 3 0 円	5 2 0 円
		営利を目的とする場合	3, 1 5 0 円	2, 2 0 0 円	1, 5 7 0 円
	市民以外の者	営利を目的としない場合	2, 1 0 0 円	1, 4 7 0 円	1, 0 5 0 円
		営利を目的とする場合	6, 3 0 0 円	4, 4 1 0 円	3, 1 5 0 円
ギャラリー	市民	営利を目的としない場合	8 4 0 円	6 3 0 円	4 2 0 円
		営利を目的とする場合	2, 5 2 0 円	1, 8 9 0 円	1, 2 6 0 円
	市民以外の者	営利を目的としない場合	1, 6 8 0 円	1, 2 6 0 円	8 4 0 円
		営利を目的とする場合	5, 0 4 0 円	3, 7 8 0 円	2, 5 2 0 円
鶯、千鳥、雲雀、萩、藤、蔦の各室	市民	営利を目的としない場合	4 2 0 円	4 2 0 円	4 2 0 円
		営利を目的とする場合	1, 2 6 0 円	1, 2 6 0 円	1, 2 6 0 円
	市民以外の者	営利を目的としない場合	8 4 0 円	8 4 0 円	8 4 0 円
		営利を目的とする場合	2, 5 2 0 円	2, 5 2 0 円	2, 5 2 0 円

(2) 冷暖房利用料金

名称	対象者	区分	1時間あたり
音楽サロン	市民	営利を目的としない場合	940円
		営利を目的とする場合	2,830円
	市民以外の者	営利を目的としない場合	1,890円
		営利を目的とする場合	5,670円
ギャラリー	市民	営利を目的としない場合	310円
		営利を目的とする場合	940円
	市民以外の者	営利を目的としない場合	630円
		営利を目的とする場合	1,890円

(3) 附属設備利用料金

名称	数量	区分	1日あたり		
			2日目まで	4日目まで	5日目以後
ピアノ(日本製)	1台	営利を目的としない場合	3,150円	2,100円	1,570円
		営利を目的とする場合	6,300円	4,200円	3,150円
ピアノ(外国製)	1台	営利を目的としない場合	6,300円	4,200円	3,150円
		営利を目的とする場合	1万2,600円	8,400円	6,300円
展示パネル	1台	営利を目的としない場合	50円	50円	50円

		い場合			
		営利を目的とする 場合	100円	100円	100円
スポットラ イト	1個	営利を目的としな い場合	100円	100円	50円
		営利を目的とする 場合	210円	150円	100円

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者をいう。
- 2 午後5時からの貸出施設利用料金は、当該1時間当たりの利用料金の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 3 3日目以後の利用料金は、当該利用の開始から終了までを連続して利用する場合に適用するものとする。
- 4 「営利を目的とする場合」とは、個人又は法人その他の団体が業として催物等で利用することをいい、「営利を目的としない場合」とは、それ以外のものをいう。
- 5 「鶯、千鳥、雲雀、萩、藤、鳶の各室」の貸出施設利用料金は、冷暖房利用料金を含むものとする。

別表第3（第10条関係）

（平26条例5・令2条例5・令4条例6・一部改正）

撮影利用料金

区分	1時間当たり
業として写真、映画等を撮影する場合	5,250円